

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 代石	代石	平成24年4月	平成3年7月

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	39.0	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	30.8	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.4	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	0.4	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	0.9 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	0.9 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	0.0 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	40.0 ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

### 2 対象地区の課題

基盤整備後、40年以上経過し区画も基本20aと小さく、暗渠も利きが悪くなり、今後農地の受け手がなくなるのではないかと案じている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者が担う。

## 4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農	A	水稲	7.9	7.2	水稲	8.0	7.2	
2	認農	B	水稲 そば等	7.7	2.0	水稲 そば等	15.0	2.0	
			野菜・花 (オータム ポエム・メロ ン・ストック 切花)	0.1	0.0	野菜・花 (オータム ポエム・メロ ン・ストック 切花)	0.2	0.0	
3	認農	C	水稲	6.2	5.9	水稲	6.2	5.9	
4	認農法	D	稲作	78.2	8.5	稲作	79.1	9.4	
			大豆	10.6	0.8	大豆	10.6	0.8	
			枝豆	0.7	0.0	枝豆	0.7	0.0	
5	その他	E	乳用牛	14頭	14頭	乳用牛	14頭	14頭	
6									
7									
8									
9									
計		5 人		111.4	A 24.4		119.8	B 25.3	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

### 5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約や中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合に、新たな受け手への付け替えができるよう、農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
2) 基盤整備への取組方針
2反での小区画の圃場整備から40数年が経過し、農業施設のあちこちに経年による損壊箇所がある。また、生産効率の向上や集積・集約化を図るため、農地は大区画である必要があると考えている。 しかし、新たな負債を負ってまでして工事に踏み切ることができないので、畦抜きや暗渠排水工事を安価で施工できる助成制度があれば活用したい。
3) 新規・特産化作物の導入方針
鳥獣被害が広がっており、米以外の取組は難しい。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
集落内営農を基本としており、離農若しくは貸付けせざるを得ない事態が生じた場合は、農家組合長へその旨を申し出て、まずは集落内中心経営体に耕作の意向を確認する。 集落内中心経営体での耕作が無理な場合は、農家組合長が主となって他集落からの入り作で耕作者を探す。
5) その他

### 6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分 (ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1	E	0.9			有	R3.10	D
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 0.9	0.0	0.0			

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 下町	下町	平成24年4月	平成3年7月

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	27.7	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	8.2	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	5.5	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	1.6	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	3.9	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	8.8 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	1.8 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	7.0 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

### 2 対象地区の課題

現状に問題はないが、農家戸数も限られてきており、これ以上減少すると、共同作業や施設の維持管理等が課題となってくる。  
近年、イノシシによる農作物・農業用施設の被害が拡大している。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者が担う。

## 4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農	A	水稲 そば等	7.6	0.0	水稲 そば等	10.0	0.5	
			野菜・花 (オータムポ エム・メロ ン・ストック 切花)	0.2	0.0	野菜・花 (オータムポ エム・メロ ン・ストック 切花)	0.4	0.0	
2	認農法	B	水稲 大豆	14.5	0.0	水稲 大豆	20.0	0.5	
3	認農	C	水稲 大豆	18.9	18.9	水稲 大豆	27.7	26.7	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
計		3 人		41.2	A 18.9		58.1	B 27.7	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

### 5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

- 1) 農地中間管理機構の活用方針  
 メリットがあれば、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
- 2) 基盤整備への取組方針  
 約30年前に基盤整備は終了しているが、今後経年による施設の劣化が進行した場合は、修繕の助成制度があれば活用して、現在の農地を維持していきたい。
- 3) 新規・特産化作物の導入方針  
 鳥獣被害拡大の関係もあって、米以外の取組は難しい。
- 4) 賃貸借等の設定の際の相談手順  
 集落内営農を基本としており、離農若しくは貸付けせざるを得ない事態が生じた場合は、農家組合長へその旨を申し出て、先ずは集落内中心経営体に耕作の意向を確認する。  
 集落内中心経営体での耕作が無理な場合は、農家組合長が主となって他集落からの入り作で耕作者を探す。
- 5) その他

### 6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分 (ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1	D	1.8			有	R3.10	C
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 1.8	0.0	0.0			

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 河沢	河沢	平成24年4月	平成3年7月

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	35.7	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	23.3	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.4	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	2.4	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	6.4 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	4.0 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	2.4 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	36.0 ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

### 2 対象地区の課題

現状は、集落の農地は集落の生産組織を中心に維持されているが、その構成員も年々高齢化していくので、組織においても後継者不足の問題が解消されているわけではない。  
農業が収益の上がる魅力的な産業とは言えず、若年層は他産業に就労するため、生産組織にもいずれは後継者難の問題が生じると思われる。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者(法人)及び認定農業者が担っていく。

4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5~10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農	A	水稲 大豆等	3.3	3.3	水稲 大豆等	5.0	5.0	
2	認農	B	水稲	1.8	1.8	水稲	2.5	2.5	
3	認農法	C	水稲	19.4	19.4	水稲	23.4	23.4	
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計		3 人		24.5	A 24.5		30.9	B 30.9	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。



### 5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針
<p>将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p> <p>中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
2) 基盤整備への取組方針
<p>基盤整備は終了しているが、今後経年と共に農地・施設の老朽化が進行するので、高補助の助成事業があれば制度を活用しつつ、現状を維持したい。</p>
3) 新規・特産化作物の導入方針
<p>近年、イノシシによる農作物への被害が増加しており、収益性との見合わせでは、とても新規作物の取組にまで手が出せない。</p>
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
<p>集落内での耕作を優先しており、今のところ、他集落からの入り作もなく維持できている。</p> <p>営農の継続が困難になった場合には、農家組合長に相談し、集落生産組織を優先して耕作者を探す。</p>
5) その他

### 6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分 (ha)			農地中間 管理機構 利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業 委託	売渡			
1	D	1.2			有	未定	C
2	E	2.8			有	R3.10	C
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 4.0	0.0	0.0			

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月
上越市	吉川区 川崎	川崎	平成24年12月	平成3年7月

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積（次頁 中心経営体経営面積計 A<B<地区内の耕地面積）	16.6	ha
② 地域内の耕地面積について、アンケート調査等に回答した耕作者の耕作面積の合計	13.7	ha
③ アンケート調査等に回答した、地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.3	ha
i うち後継者のいる農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
ii うち後継者のいない農業者の耕作面積の合計	4.3	ha
iii うち後継者について未回答の農業者の耕作面積の合計	0.0	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	B-A	3.3 ha
⑤ 農地の貸付等の意向がある耕作面積の合計	C	3.3 ha
⑥ 今後の農地の引き受け可能耕作面積	B-A-C	0.0 ha
基盤整備の実施状況	<input checked="" type="checkbox"/> 整備済 <input type="checkbox"/> 整備中	16.4 ha
農地中間管理機構利用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
(備考)		

注：④の面積は、次頁の「中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

### 2 対象地区の課題

地区農家の現経営者の高齢化が進んでいることから、あと何年営農が可能であるかが鍵となる。現在の個人経営者が病気・怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、その者の農地の引き受けが集落内で見つかるか懸念される。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、他集落からの入り作若しくは新規就農で対応する。

## 4 中心経営体

No.	属性	農業者 (氏名・名称)	現状			今後の農地の引き受け意向 (概ね5～10年後)			備考
			経営作物	経営面積(ha)		経営作物	経営面積(ha)		
				うち集落 内(ha)			うち集落 内(ha)		
1	認農	A	水稲 そば	4.9 1.0	3.4 1.0	水稲 そば	5.0 1.0	3.4 1.0	
2	認農	B	水稲 そば	13.2 7.0	2.2 0.0	水稲 そば	15.0 0.7	5.5 0.0	
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
計		2 人		26.1	A 6.6		21.7	B 9.9	

注1:「属性」

認農	認定農業者(個人)
認農法	認定農業者(法人)
認就	認定新規就農者
集	集落営農(法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断)
到達	基本構想水準到達者
申請予定	今後経営を拡大し、認定農業者等の申請をする予定の農業者(備考に詳細を記載)
その他	集落の担い手であるが、認定農業者の申請は予定していない。

注1:「経営作物」欄は、詳細な作物名まで記載する必要はありません。

注2:経営面積は、特定農作業受託を含めないでください。

### 5 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

1) 農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合は、新たな受け手への付け替えができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
2) 基盤整備への取組方針
基盤整備は終了しているが、農地の荒廃を防止して営農を続け、生産効率の向上・集積・集約化を図るためには、農地の大区画化が必要と考えている。しかし、新たな借財を背負っての取組は躊躇される。このため、畦抜きや暗渠排水工事を安価で施工できる助成事業があれば取り組みたい。
3) 新規・特産化作物の導入方針
鳥獣被害拡大の関係もあって、収益性の高い園芸作物の生産は見込めないもので、米以外の取組は難しい。
4) 賃貸借等の設定の際の相談手順
集落内営農を基本としており、離農若しくは貸付けせざるを得ない事態が生じた場合は、農家組合長へその旨を申し出て、まずは集落内中心経営体に耕作の意向を確認する。集落内中心経営体での耕作が無理な場合は、農家組合長が主となって他集落からの入り作で耕作者を探す。
5) その他
近年、イノシシによる農作物・農業用施設の被害が拡大している。

### 6 農地の貸付け等の意向

No.	出し手	貸付け等の区分 (ha)			農地中間管理機構利用	貸付け時期	受け手
		貸付	作業委託	売渡			
1	C	1.4			有		B
2	D	1.9			有	R3.10	B
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
	計	C 3.3	0.0	0.0			